

平成29年
12 月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月11日（月曜日）

議 事 日 程

平成29年12月11日 午前10時00分 開議

日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第36号から議案第40号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	田村	馨君
2番	杉田	雅史君
3番	吉川	孝弘君
4番	森	弘秋君
5番	明和	善一郎君
6番	川崎	和夫君
7番	竹島	貴行君
8番	前原	英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金森	勝雄君				
副	村	長	古越	邦男君			
教	育	長	高野	壽信君			
総	務	課	長	松本	良樹君		
生	活	環	境	課	長	吉田	昭博君

会 計 管 理 者 田 中 勝 君
代 表 監 査 委 員 吉 川 良 二 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 前 原 靖

午前10時00分 開議

○議長（川崎和夫君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成29年12月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第36号から議案第40号まで

○議長（川崎和夫君） 日程第1 議案第36号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件から議案第40号 村道の路線認定の件まで5件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（川崎和夫君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

5番 明和善一郎君。

○5番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています2項目についてお聞きします。

1点目として、食品ロスを減らすための取り組みについて、お考えをお聞きします。

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう物のことを言います。スーパーやコンビニでの買い物では、賞味期限や消費期限の確認をしながら購入する光景は日常となっており、買い物前には冷蔵庫内の在庫の確認をしながら買い物にお出かけのことと思われるが、可燃ごみの中には期限切れによる廃棄量は少なくない状況とお聞きしています。

このような現状を踏まえ、本年5月から富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議が立ち上げられ、広く県民挙げての運動となってきていますが、舟橋村での取り組みはどのように進められていますか。

また、可燃ごみの処理を委託しています富山広域圏クリーンセンターへの可燃ごみの実績はどのようになっていますか。

また、その実績の中で、食品ロスに結びつく物はどの程度含まれているのかお聞きします。

我々農産食品を生産している農家では、生産目標を立て、需要を見た上での栽培計画、栽培管理等に取り組みを進めていますが、手塩にかけて育て、生産した農産物がロスとなって捨てられていくのは、忍びないものです。

誰でもが身近で取り組める「生ごみスッキリ3か条運動」や各種宴会時の「30・10運動」、学校給食での「食べきり運動」の推進等を村民や村内の各種団体に呼びかけ、運動の成果を高めてはどうかと思いますが、お考えをお聞きします。

次に、2点目として、小中学校での不登校やいじめ行為に対する取り組み及び小中一貫教育の進捗状況についてお聞きします。

最近、新聞、テレビ等報道で耳にすることが多くなっているのは、子どもたちの命に対する考えの変化、特に自ら命を絶つ行為や、友達や先生に危害を与える行為等が数多く報道されています。

いじめ行為や不登校問題等、心の痛む問題について、舟橋村での事案についてお聞きします。

不登校生徒の有無について、いじめ行為の有無について、ない場合や少ない場合はどのような取り組みにより成果が得られているのか、他の模範となり得るものなのか、今後の取り組みについての考えはどうか、お聞きします。

次に、小中一貫教育の進捗状況は、どのようになっていますか。

テストケースとしての対象校の成果が県内及び全国段階の見本になると思われませんが、中間成績はどうですかお聞きします。

以上、2点についてお聞きします。

○議長（川崎和夫君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 皆様、おはようございます。

5番明和議員さんのご質問についてお答えします。

いじめを生まない学校風土の構築を目指し、道德の時間だけでなく、全教育活動で思いやりや生命を尊重する心を育てており、幸いなことに、現在、いじめについての報告はありません。

学校では、いじめは必ず存在するという認識の上に立ち、児童生徒一人一人の性格や言動を日ごろから綿密に観察し、いじめを未然に防止するよう教職員一丸となり努力し

ております。何よりも学校全体にいじめを許さないという雰囲気があり、これからも大切にしていきたいと思っております。

いじめの解決には、早期発見が何より肝心であります。日ごろから、児童生徒理解に努め、生活ノート、いじめ調査、教育相談などを通して情報収集に努め、もしいじめが認知されるようであれば、全教職員、保護者、スクールカウンセラーなどとともに全校体制で取り組み、早期解決を目指すこととしております。

次に、不登校についてですが、現在1名の児童が長期欠席になっております。いじめなどによる外的要因ではないと報告を受けております。一日も早く登校できるようにと願っておりますが、児童の気持ちを何よりも大切に、教職員、関係機関、保護者と連携しながら対応しているところです。

今後とも、子どもたちにとって、安心・安全な学校、笑顔あふれる楽しい学校を目指し、いじめ、暴力、不登校などの問題が起きないように細心の注意を払っていきたいと思います。

次に、小中一貫教育の進捗状況についてですが、11月17日の中間発表会には、議員の皆様にも参観をいただき、ありがとうございました。120名ほどの参観者の中、児童生徒は防災についての学習を堂々と発表しておりました。

今後は、文部科学省の担当官からの指導などを踏まえ、昨年度の成果を調査・分析・検証する段階に入っていきます。具体的には、小中学校の教職員の交流の成果、児童生徒の交流の成果、児童生徒の学力向上の成果、中1ギャップの解消の成果などについてデータ収集を行い、分析・検証をしていきたいと思っております。

以上で明和議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 5番明和議員さんの食品ロスに関するご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、食品ロスとは、本来食べられるのにもかかわらず、廃棄されている物を指しております。

農林水産省並びに環境省では、平成26年度に実施いたしました国内の事業系及び家庭系の食品ロス発生状況の調査に基づきまして、平成29年4月に食品ロスに関する推計結果を公表いたしております。

推計によりますと、日本国内の年間食品廃棄物量は約2,775万トンでありまして、

そのうち食品ロスの量は、22%になる約621万トンであります。この量は、世界全体の難民等に提供する食料援助量約320万トンの約2倍に相当し、また国民1人の1日当たりの量に換算いたしますと、おおよそ茶碗1杯分のご飯の量に相当いたします。また、日本の食品ロスのうち、約半分は一般家庭から排出されていると言われております。

一方、富山県が平成28年度から29年度に富山地区広域圏クリーンセンターで実施いたしました家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査では、県全体の食品系に由来する廃棄物等の量は17万トンで、そのうち食品ロスは4.3万トンという推計結果になっております。

さらに、家庭系の実態調査結果では、主な食品ロスの内訳として、「手付かず食品」が69%、「食べ残し」が31%と推計されておりました。本県は46都道府県に比べて「手付かず食品」の割合が高いという傾向が見られたところであります。

食品ロスのことは、食品の生産・加工から消費までの各過程において発生しておりますから、削減するためには幅広く関係者の理解と協力が不可欠でありますので、富山県では、次のような取り組みと啓発に努めております。

1つは、賞味期限と消費期限の違いを消費者に正しく理解を得ることです。早く悪くなる食材等が安全に食べられる期限の日が「消費期限」で、劣化が比較的遅い食材に定められているのが「賞味期限」でありますから、賞味期限が過ぎましてもまだ食べられることを理解していただくことです。2つには、買い物方法を見直すことです。このことは、買い過ぎをしない、必要なときに必要な分だけを購入すること。3つ目には、エコクッキングを厳守していただくことです。これは、料理をつくり過ぎない、食材を使い切ることであります。4つには、食べ切れる量の注文と残さず食べることであります。5つには、「3015運動」の実践活動です。この3015運動とは、毎月30日・15日に冷蔵庫等をチェックし、食品を使い切ることにあります。また、宴会等の冒頭30分間と終了前15分間に料理を集中して食べる時間を設定しております。

一方、県内の他市町では、チラシ等による啓発、エコクッキング講座の開催、小学生を対象にした食品ロスに関する授業等の取り組みがありますが、本村では現在、食品ロスについての取り組みは実施していないところが事実であります。

しかし、食品や食材を無駄なく大切に消費することは、私たちの日常生活上のマナー

として非常に大切なことでありますので、今後、本村に合致した取り組みを実践するため、小中学校や保育園等関係機関とは、食品ロスに関する認識の共有を図ることに努めるとともに、村民の皆さんには、県が実施しております3015運動の内容を広報紙やホームページに掲載するなど、食品ロスの啓発・啓蒙に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 明和善一郎君。

○5番（明和善一郎君） 今ほど、答弁ありがとうございました。

食品ロスの問題でもう一点お願ひしておきたいんですが、せっかくの機会ですから、皆さん方のところへは行って（実物を示す）……。

実は消費者庁から、今の話を集約した物が出ております。こういった物をPRするとともに、各種会合で挨拶されるのは、村長だとか議長だとかという立場におられる方、それから役所の方。そういった方々が挨拶するときに、今村長のほうから話がありましたような、消費者庁は「30・10」なんですが、富山県は「3015運動」だそうでございますので、そういった話を、1年間を通して挨拶の中で入れながら進めていけば、もう少し物事が進むんじゃないかなという気もしますので、どうか、要望でございますので、答弁は要りませんので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（川崎和夫君） 4番 森 弘秋君。

○4番（森 弘秋君） 冒頭に、舟橋村が地方自治法施行70周年記念式典で総務大臣から表彰されました。まことにめでたいことであります。

さて、平成の時代、残り1年5カ月と報道されております。知事は、一抹の寂しさがあると言っておられます。私も同じ思いであります。

それでは、通告してあります、安心・安全にかかる通学路等、必要箇所の安全対策及び整備について質問いたします。

話はさかのぼりますが、7月1日から6日まで、京坪川河川公園及び駅前公園で「地区対抗！七夕かざり決戦」が連携行事として開催されました。よかったと思ひます。一つのにぎわい行事になると確信をしております。

七夕飾りを見に行ったときに、駅前公園と道路の境の用排水路が開渠になっていました。これは危ないのではないか。安全のためにグレーチングを設置する必要があると見、

考えておりました。

ところが、9月初めに当該道路を通ると、地区の要望かどうかは別として、その用水にグレーチングが整備されておりました。これぞ安心・安全な村を目指している村政のあらわれかと感心したところであります。

が、ついでにもう一つ言わせてもらおうと、同公園の南側の境界、図書館側です。そこには30センチぐらいのブロック塀が設置、境界となっております。住民に言わせると、子どもがまたいでいくことから、転倒のおそれがあるとの指摘を受けました。なるほど、子どもが通れないような安全柵などの設置は、必要ではないのだろうか。これはいずれ設置されるのか、静観しておきましょう。

さて、私は、舟橋村安全見守り隊長の職をいただいて3年と8カ月余りになります。要所要所で見守りをしているのではなく、車で走行しながら児童の安全を見守る役目です。

一番に危ないと感じているのは、道路の脇の用排水路であります。児童は、お構いなく用排水路をのぞき、中に何か動く物があるのです。あげくの果ては、用排水路にじゃぶじゃぶと入っていきます。これは教育の原点であります「自然から学ぶ」の精神ですのでよいのですが、危険度は倍増します。車をおりて、「すぐ上がろ。危ないぞ」と言うのですが、お構いなしであります。児童は心して入るのですから、そんな心配は要りません。しかし、誤って落ちると大変です。

見守り隊は、児童の安全を見守っているのです。とりわけ、通学路周辺の登下校の安全です。しかし、安全柵あるいはガードレールの設置のない通学路は、物理的にはガードはできません。

そこで、小学校から通学路マップをもらい、全行程ではありませんが、通学路を回ってみました。一番に危険度の多いのは、やはり通学路の脇に設置されている用排水路との境といいますか、用排水路との段差が大きいところで、1メートル以上もあります。先ほども話したとおり、滑って転んで用排水路に転落です。大変であります。

以前、平成23年10月に保育所の園児が京坪川に転落。保育士が発見して助け出し、事なきを得たのですが、賠償金を支払った事故がありました。通学路の安全・安心は大丈夫なのか、いま一度点検が必要であると考えます。

ところで、本年度、京坪川河川公園の拡張部分が完成を見ました。このことから、安全柵を緊急に設置していただきたい通学路は、舟橋村消防会館からテニスコートを経て

京坪川河川公園に行く道路、京坪川の土手とといいますか、河川管理道というそうです。

この道路は、拡張された京坪川河川公園にも通ずる大切な道路です。また、30年度開園される認定こども園に通じる道路でもあります。さらに、テニスコート、プールにもつながる大切な道路であり、同公園を活用するために人通りも多くなります。さらには、この道路は通学路にも指定されております。

再度言いますが、通学路の安心・安全は大丈夫なのですか。このような危険区域は、たくさんあるのではないかと考えております。そして、必要ならば設置・整備をしていくことが必要あります。現地確認をして早急に解決をお願いするものであります。住民の安心・安全は広いのです。

先日も、ある会議に出席しました。席上の挨拶で、安心・安全が非常に大切であると説いておられます。今や安心・安全は枕言葉です。しかし、枕言葉で終わらせてはいけません。

また、先日開催されました舟橋村警察官駐在所連絡協議会でも、交通事故等の速報値が報告されました。舟橋村は、犯罪、事故等は増加しておるそうです。村長の挨拶でも安全・安心について問うておられます。

先日の、町村会から知事に対しての要望の中でも、町村の財政は非常に厳しいが、地域住民の安全・安心や豊かな生活のため、あらゆる施策に取り組んでいる。支援をお願いしたいと村長は言うておられます。

安心とは、言うまでもなく、不安や心配がないこと。安全とは、犯罪、事故等危険がないことであります。

安心・安全対策には順序はありませんが、順次整備をしていただきたい危険な通学路周辺は多くあると思いますが、1番目は、先ほど申しましたとおりの通学路であり、2番目、村道東芦原五郎丸線と村道東芦原北部線三差路から、約70メートルから80メートルの区間。3番目には、村道東芦原舟橋駅線、小学校グラウンド北西角から北方向及び村道竹内舟橋駅線の全区間など。

先ほども申しましたが、このような危険個所はまだまだあると思いますが、調査をしていただき、順次に整備をお願いいたします。

転ばぬ先のつえです。もっと住民の声に耳を傾け、必要なところから実践していただきたいと考えます。予算もありますから急にとは言いません。優先度をつけて計画的に実現してもらいたいというふうに思います。まずは緊急を要する箇所から整備をお願い

いたします。

さて、最後に、総合計画の基本目標であります「子どもを産み育てやすいまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」を目指している舟橋村であります。「命かがやく」「笑顔あふれる」住みよさ日本一を目指す舟橋村です。ともに頑張りたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 4番森議員の通学路等の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問のありました本村における通学路等の安全対策につきましては、一昨年（平成27年）4月に策定いたしました舟橋村通学路交通安全プログラムに基づき、危険箇所の改善を進めているところでございます。

危険箇所の確認や対応策につきましては、道路管理者であります県立山土木事務所、上市警察署、舟橋小・中学校、育成会、村で構成する通学路安全推進会議におきまして定期的な点検の実施とその対応についての検討をいたしており、改善が必要な箇所につきましては、優先順位をつけまして整備をいたしております。また、緊急を要する箇所につきましては、随時対応いたしているところでございます。

議員からご指摘のありました、消防会館から京坪川河川公園までの間の河川管理道への柵の設置のことではありますが、この区間及び周辺は、現在、「子育て共助のまちづくりモデルエリア」として、京坪川の河川公園、その西側に建設中の認定こども園、現在プロポーザルを実施しております子育て賃貸住宅の整備など、コミュニティエリアを形成中でございます。

今後、このエリアの開発に伴いまして、当該河川管理道を利用する方も増えることが予想されますので、本村といたしましては、河川管理者であります立山土木事務所と現地を確認の上、安全対策について協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、村道東芦原五郎丸線、村道東芦原舟橋駅線につきましては、いずれの路線も道路の脇には用水路が存在しております。季節によりましては水量も多く、議員ご指摘のとおり、柵があれば安全が確保されることは言うまでもございません。

しかし、当該用水路は農業のかんがい水路、防火用水路として、関係する地区の方が維持管理をされているものであります。その箇所に柵を設置した場合には、農作業や維持管理に支障が出ることでもあり、関係自治会や生産組合とも十分に協議して進めてい

く必要があると考えております。

いずれにいたしましても、日本一子育てしやすい環境づくりを目指します本村にとりまして、通学路等の安全対策は重要課題でありますので、今後も関係機関と連携を図りながら対応を進めてまいりたいと思いますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします、答弁いたします。

○議長（川崎和夫君） 8番 前原英石君。

○8番（前原英石君） おはようございます。

ことしも残すところ、あと2週間余りとなりましたが、12月1日に2017年新語・流行語大賞が都内で発表されました。今年の年間大賞は「インスタ映え」「忖度」の2語に決定をいたしました。

私自身、強く印象に残っている言葉が、ことし政治の場でたびたび使われてきました「忖度」であります。モリカケ問題をきっかけに、首相の気持ちに配慮したを意味する言葉として印象づけられましたが、皆さんご承知のとおり、辞書では、「忖度」とは「相手の気持ちを推しはかること」、また「推察」と書かれております。また、小さい子どもたちには、もっとわかりやすく、相手が何を言いたいか考えることと教えてあげればいいのかと書かれておりました。言葉自体は悪い意味の言葉ではないと思いますが、今回のことであまりよくない言葉として心に残りました。

これから質問に入りますが、今回の質問は、小中一貫に伴う部活動、スポーツ、文化に関する長期的ビジョンについて行いますが、答弁者の方には、私の質問を忖度していただければと思うわけですが、小中一貫教育を今後ますます深みのあるものとしていくため、また小中学校の児童生徒に一貫した知育・徳育・体育のバランスのとれた教育を推し進めていくための質問でございますので、私の気持ちを十分推しはかっていただき、しんしゃくしていただければと思います。

それでは本題に入りますが、金森村長の提案理由説明の中にもありましたが、こども園から小学校、中学校と各1施設が存在するという特徴を生かし、舟橋村だからこそ可能となる育ちと学びの環境を整えていくと言っておられました。

そのような特徴のある環境の中で、舟橋村の小中一貫教育については、順調にその成果を上げておられ、教育関係者など多方面から注目もされており、今後についても大きな期待を持っております。

しかし、一方では、今後の小中学校の児童生徒数の減少も危惧され、村としても知恵

を絞りさまざまな施策を展開し、地方創生に向けた取り組みを続けてきておられます。

そこで、今回は、部活、スポーツ、文化などについての一貫教育とその長期的なビジョンについてお聞きいたします。

まず、現在部員不足で苦慮している部活があると聞いておりますが、今後予想される小中学校の児童生徒数の推移と、それに準じた適正と考えられる部活数についてお聞きします。また、今後の長期ビジョンを考える中で、舟橋村で伸ばしていきたい、残していかなければならないと考える部活、スポーツは何でしょうか、あわせてお聞きします。

次に、部活、スポーツなどに対して小中学校の児童生徒から希望や意見を聴取するなどし、小学校から中学校につながるような考え方で取り組みも必要であると考えますが、一貫した体育の必要性について、どのように考えているのかをお聞きします。

次に、村の子どもたちが、国や県レベルのスポーツ大会で好成績をおさめ、村民に元氣や勇気を与えてくれたり、文化的な活動でも多くの賞を受賞するなど、一村一校という環境の中で本当によく頑張ってくれていると感じておりますが、村として子どもたちの無限の才能を伸ばしていくためには、一貫教育を生かした支援計画も必要と考えますが、これについてもビジョンをお聞かせください。

最後に、子どもたちが部活動を活発に行っていくためには、その環境についてもビジョンに基づいて整備し、部活動の質の向上を図っていくことが必要と考えます。

現在、老朽化した備品、また廃棄処分されてもおかしくないような使用不能な機材が見受けられますが、今後更新するなり廃棄するなり早急に対処願いたいと思いますが、これまでそれらの現状把握や点検については、学校側だけの判断で行っておられるのですか。学校側から出てきたものだけに措置を行うだけではなく、教育委員会でも定期的に部活現場に出向き、実態について把握していけば、計画的な対処も可能となると考えますが、現状はどのようにしておられるのかお聞きします。

以上4点について答弁を求めますが、ことし最後の質問であります。9月から議会がネット配信もされており、視聴者の方にもわかりやすく、個々について抽象的答弁ではなく、簡潔かつ明快で前向きな答弁をいただき、よい年を迎えたいと思います。

舟橋村の子どもたちの未来のために行った質問でございますので、ぜひとも私の真意を忖度していただければと思います。

これで質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川崎和夫君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 8番前原議員のご質問にお答えします。

部員不足で苦慮している部があるとありますが、野球部が3年生卒業後に部員数が7名になり、秋の新人戦で舟橋中学校単独でチームを結成することができなかったことではないかと思えます。今年度は高志野中学校も部員数が5名ということで、高志野中学校と合同チームを作成し、12名でチームを結成し、大会に参加しました。同じ野球に情熱を燃やす他校の生徒と気持ちを一つにし、協力して競技をしたことは、生徒たちにとってよい経験になったのではないかと思えます。

現在、小学6年生が3名、5年生が7名在籍している少年野球チームが優勝するなどよい成績を上げておりますので、中学校の野球部に入部してくれることを期待しているところです。

部活動のあり方、適正数についてお尋ねですが、部活動は、同じ目的を持つ生徒が教職員の指導のもと、自主的・自発的に活動し、協力や思いやりの心を身につける活動の場であるとともに、教職員と生徒が信頼感を育てることのできる生徒指導上有意義な教育活動の場でもあると考えております。

残す・残さない部はとりましたが、部活動はあくまで学校教育の一環ですので、小規模校とはいえ、施設設備の状況、教職員の実態や生徒、保護者の要望に応じて、可能な限り中学校体育連盟の認定している部活動を開設し、子どもたちの選択肢を広げ、活躍の場を確保してやりたいと考えております。

次に、一貫教育の必要性についてですが、今述べましたように部活動も学校教育の一環ですので、今まさに取り組んでいる小中一貫教育の研究の中で、部活動についても9年間のカリキュラムを作成しております。

具体的には、小学6年生で部活動体験を実施し、スムーズに部活動に入部できるようにするとともに、部活動は原則全員入部制であり、3年間の継続した活動を目的としていますので、中学生に入学した後もなお10日間の体験入部を実施し、子どもたちの考え、保護者の考えも聞きながら慎重に希望の部活動を決定させております。

一貫教育を生かした支援計画についてですが、議員さんが称賛されましたように、児童生徒があらゆる場面ですばらしい活躍を見せてくれています。このような児童生徒のますますの活躍を期待し、その力をさらに伸ばす環境の確保と、また全ての児童生徒の育ちの環境を整えるなどの支援は、我々の責務であると考えております。

今、一貫教育に取り組み、11月の中間発表では、県内からたくさんの先生方に参観していただき、一定の評価を得ました。今後、これまでの成果を調査・分析・検証してまいります。当然部活動の取り組みについてもその対象となります。児童生徒の取り組み、考えもアンケート調査等で詳細に分析し、今後の指導に、そして支援に生かしていきます。

研究指定を受けたことにより一貫教育が大きくクローズアップされていますが、教育環境の整備・充実については、常に村の重要施策として取り組んでいただき、地域、村民の皆さんの長期的で一貫した支援、見守りをいただいております。たくさんの児童生徒の活躍は、これらの成果であるとも考えております。

今後もこのような理想的な教育環境を維持・継続できるよう、議員の皆様、村民の皆様のご協力、ご指導を改めてお願いしたいと考えております。

最後に、部活動の備品の管理者についてのご質問ですが、実質的には、部活動顧問が行っております。廃棄や新規購入に関しましては、その都度情報进行、予算要求を行っております。現在のところ、特に要望は聞いておりません。

以上で、前原議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 前原英石君。

○8番（前原英石君） 再質問を行います。

冒頭に、舟橋小・中学校の児童生徒が減少して危惧されるというようなことを言っておりましたが、将来どういうふうな生徒の推移になるかというのはちょっと抜けていたかと思しますので、そのへんについてお聞きしたいのと、それにあわせて、スポーツの長期ビジョンということでお伺いしたんですけれども、ビジョンということについては、何かちょっと見えないなというふうな思いをしておりました。

また、質問の中で、舟橋村で長年、野球とかは継続的にずっと続けてきたわけですが、例えば、野球部が部員数が少なく成り立っていないと。いい面もたくさんあるかもしれないがというふうには思うわけですが、教育長自身、その部活動、例えば残していきたい、伸ばしていきたいというものについて、具体的な思いというものは持っておられないのでしょうか。

そういうことについて、3点ですか、お聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（川崎和夫君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 部活動について、今後どのようにとお尋ねと判断させていただきますが、まず改めて、野球部、残す・残さないという質問だったと思うのですが、あくまでも、先ほども述べましたが、教職員の実態、施設設備の状況、それから生徒、保護者の要望に応じて、可能な限りつくっていきたいと、そのように考えております。

野球部を残す・残さないということ等については考えておりません。また、別の部についても同様であります。

現在、過去に全国ベストエイトまで行った卓球の女子ですが、部員がおりません。いなくなっていますので、その部は、開設はしておりますが、現在指導はありません。

野球についても同様であります。また、その他のものについても、子どもたちがやりたいといえば、その部は実施してやりたいものと思っております。

例えば、剣道部等について舟橋でつくったというようなことがありましたら、その剣道部の顧問がいなくなったとき、誰かがやれるのかといったようなことも考えながら部は開設するものと思っております。

どの部を残す、どの部を残さないという考えは、私にはありません。子どもたちがやりたいという部について進めていこうと思っております。

あと、長期ビジョンが抜けているということでしたけれども、これについても同じようで、常に子ども、保護者の意見を尊重して進めていきたいと考えております。

私個人として、部活動は、このようにしていくということはありません。あくまでも、子ども、保護者の選択について進めていきたいと思えます。

お答えしているうちに、もう一点、忘れましてけれども、今ので答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 前原英石君。

○8番（前原英石君） 最初に言いました今後の児童生徒数についての答弁がなかったかと思えます。

それと、今話を聞いていると、教育長という立場は変わってきたわけですが、何か周りの成り行き任せということで、長期ビジョンに全くつながっていないなというふうな考えを受けました。

やっぱり、きちっとした柱の中に父兄の意見、子どもの意見を取り入れていきながら進めていくという形でビジョンというものは必要かと思いますが、とりあえず、今、生徒の今後の推移についてということでお聞きをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（川崎和夫君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 大変失礼しました。児童生徒数の今後であります、今現在わかっているところで、来年度の小学1年生までですが、33名から42名ぐらいの間で推移をしていきます。ですから、今現在、中学校の生徒数は115名ですが、この後ももう少し増えた生徒数で続けていくものと思っております。

もう一点については、同じように、成り行き任せという言い方もされましたけれども、やはり、何度も繰り返しますが、子ども、保護者の希望に応じて部をつくっていききたいと思っております。

小さい学校とはいえ、舟橋中学校に行ったら、こういう部はないんだと言われることのないように、一つでも多く増設してやりたいというのが私の願いであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 2番 杉田雅史君。

○2番（杉田雅史君） 2番杉田でございます。私のほうからは、舟橋村の安心・安全な村づくりの一翼を担っておられる舟橋村消防団における、その団員の確保対策についてお伺いいたします。

この話につきましては、昨年にも川崎議長がご質問されてはいますが、その後改善がなされていないことから、改めてお伺いをさせていただきます。

舟橋村の消防団員の主な活動としては、村内での火災や水害など緊急時の消防活動及び救急活動を行うとともに、平常時においては、毎月2回の村内巡回や7月の東部消防との合同夏季訓練及び住民の方に出火予防等の啓発活動、また10月の中新川地区の合同訓練に向けての練習及び大会出場となっております。特に中新川地区消防団秋季合同訓練においては、近年連続して入賞を果たされるなど、たゆまぬ努力をしておられるものと思われまます。

そこで、舟橋村消防団条例によると、団員の定数は35名となっておりますが、現在の団員数は33名であり、そのうち12名は機能別団員となっており、団員のOBの方や役場の職員の方々が担っておられます。つまり、一般の団員と言われる方々は、団長を除かれると20名しかいないという状況であります。

団員の募集につきましては、過去にも行われてはおりますが、なぜ定数割れの状態となっているのでしょうか。

近年の核家族化や晩婚化により、日中の勤務以外でも家庭内において子育て等に忙しく、消防団員適齢期と思われる20代、30代であっても地域活動をする余裕がないのが現状であるとも考えられます。

また、現在の女性の社会進出等を考えれば、全国の消防団の3分の2以上にいらっしゃる女性団員の加入があってもよいのではないのでしょうか。

村内の防災を考えますと、全ての地区において消防団員がいて、消防・防災のリーダーとして地域の共助のため、防火や応急手当の普及、また防災意識の啓発等を行っていくことも大変重要なことと考えます。

そのためには、しっかりと訓練を積んだ消防団員の確保が必要だと考えますので、その確保のための対策と、団員の確保がなぜ難しい状況なのかを把握していただき、改善すべき点は改善する必要があると考えますが、村当局のお考えをお伺いしたいと思えます。

消防団の団員確保対策についてお伺いをいたしますが、結果として、舟橋村が安心・安全な村となるよう、村当局の真摯な対応をお願いして、私からの質問とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎和夫君） 副村長 古越邦男君。

○副村長（古越邦男君） 2番杉田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

消防団は、地域社会の安心・安全の確保のため、大きな役割を担ってきております。全国的にはかつて200万人を超えていた団員数が今や87万人を割り込むまで減少しておりますが、社会情勢の大きな変化とともに、団の果たす役割はますます重要となっております。

このような中、消防団を中核として地域防災力の充実強化を図り、住民の安心の確保に資することを目的に、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されております。第10条では、団員の加入促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼務規定が設けられました。全国全ての自治体へ発せられた総務大臣書簡でも、公務員の消防団への加入促進と地域防災力の向上対策を一層推進していくよう求められております。

舟橋村消防団の定数は、ことし3月議会で、皆様のご理解を得まして、5名増の35名体制となりました。現在、基本団員・機能別団員合わせまして33名在籍で、充足率

は94.29%です。県下の状況を確認いたしましたところ、定足数を満たしている団はなく、平均で93.2%とのことでした。各団とも定数確保に苦勞されているのだなというふうに感じております。

消防団員確保対策につきましては、昨年12月議会でもお答えしており、一部重複することになるかとは思いますが、基本的には、各地区から団員を確保するためにも、自治会・自主防災組織に現状をご説明、協力をお願いし、また議員各位にも区内での団員確保にご尽力いただいておりますが、厳しい状況でございます。勧誘するときに、それぞれ家庭があるので、都合のつく日、都合のつく時間でいいんですよと伝えておりますが、「自分はオーケーでも、家族が消防に対する古いイメージを持っているらしく、理解が得られない」「子育て真っ最中で、入団すればかえって迷惑がかかる」等の回答をもらっております。団活動のPR不足や核家族化が影響しているものと考えております。

各団員もそれぞれの地区や活動団体等で仲間づくりに努めておりますし、この夏、稲荷地区で行いました消防夏季訓練時に、集まっていたいただいた皆さんに、地区の安全を守るために、ぜひ一緒に活動してみませんかと加入を呼びかけましたが、入団につながっておりません。

団員確保に向けさまざまな取り組みをしておりますが、環境は一段と厳しくなっておりまして、即効性のある対策は見えていない現状でございます。一方、全国的にはさまざまな災害が多発する現状もあり、消防団活動はますます拡大・多様化し、重要性を増しております。

団員は特別職の公務員ではありますが、ボランティア活動という面が強うございます。ふだんは自分の仕事に従事し、緊急時には自分の命も顧みず、地域住民の生命・財産を守るべく任務を遂行いたします。東日本大震災時には、多くの団員が団活動中に命を落とされておりますことは、ご承知のことと思います。

いつ何どき大規模災害が発生するかわかりません。大変危険な状況に遭遇する可能性を考慮すれば、もっと国に待遇面や公務災害時の保障面の強化等の財政措置を求めているかなければならないのかもしれないかもしれません。と同時に、地域社会の安心・安全のためにも、団員確保は喫緊の課題でございます。最近全国的に採用されてきました機能別団員という形での取り組みなど、多様な任用方法による多彩な人材確保をさらに進めていく必要があると考えております。

議員ご指摘のございました女性消防団員は、女性が活躍する社会を構築していく上でも大切と考えます。住宅火災報知器の普及、高齢者世帯・ひとり暮らし世帯への訪問、防火教育、応急手当の普及等は女性団員が活動するにふさわしい内容でもあり、今後検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域防災、災害対応を考える上で重要な自助・共助・公助の観点からも、地域防災のリーダー的存在となる消防団員が各地区に在籍することが望ましいと考えております。

今後も行政、各自治会・自主防災組織等と消防団がこれまで以上に連携を密にしていけますよう、幸い議員さんは自治会長さんをなさっております。ご理解、ご協力をお願いいたしますとともに、重ねて議員各位の温かいご支援を賜りますようお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 1番 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） 1番田村でございます。私からは、児童生徒の食物アレルギーの学校での対応について質問をさせていただきます。

近年ですが、子どもの食物アレルギーというものが急増しております。全国的には、小中高生の約3%に当たる33万人、実に子どもの7人に1人が何らかのアレルギーを持っているとのことで、3歳児で見れば、10年間で倍増していると聞いております。

また、このアレルギーによる事故も年々増加傾向にありまして、学校給食では、平成17年度の160件から、23年度は311件にも増えております。

一方、このアレルギーの事故の発生なんですけど、これは外食や学校給食での発生が多いように思われがちではありますが、実際には55%が自宅で起きております。そして、レストランなどの外食が21%、友達や親戚の家での発生が18%、そして学校での発生が8%といった状況であります。

このような中、東京の調布市の小学校で、乳製品アレルギーを持つ小学5年生の女子児童が、給食に含まれていた粉チーズによるショックで死亡した事故。この事故に関しては報道もされておりまして、まだ記憶に新しいことと思われまして。この事故は、アレルギーのもととなる食品を取り除いた給食が別途用意されるなどの万全な対応がとられていたにもかかわらず、担任の不注意でおかわりを与えてしまったということが招いた人的ミスであります。

さきに述べましたように、全体の割合から見ると、学校での事故は8%とちょっと低

いように思われますが、この学校給食でのアレルギー対策については、学校、保護者あるいは友達同士の相互理解と協力のもと、万全を期していかなければならないと。

そこで、本村における対策はどのようになっているのか。

まず1番目、食物アレルギーのある児童生徒の把握については、どのように行っていますか。

2番目に、食物アレルギーのある児童生徒への対応について、除去食や代替食など、どのような対応が実際とられていますか。

そして、3番目に、現在学校や教職員により対応の格差が生じないように、学校給食アレルギー対応マニュアルというものがあるんですが、こういった物は作成されていますでしょうか。

そして、4番目、万が一アナフィラキシーの症状が発生した際の対処方法など、教職員の研修については十分に行われていますか。

そして、最後に5番目なんですが、アレルギーのある児童生徒が違う給食を食べることでのいじめなどが発生しないように、また一般の児童生徒に対しても、食育の一環としてどのように指導あるいは対応されておられるのでしょうか。

以上、5点についてお伺いをします。

○議長（川崎和夫君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 1番田村議員さんのご質問にお答えします。

議員さんの通告書にありますように、平成24年12月、食物アレルギーを有する児童がアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生しました。そこで文部科学省では、こうした事故を二度と起こさないよう、平成25年5月に学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議を設置し、再発防止のための検討を進め、平成26年3月に最終報告を取りまとめ、平成27年3月に学校給食における食物アレルギー対応指針を示しました。富山県教育委員会では、学校保健・学校安全手引きの中で、学校における食物アレルギー対応について指針を示しています。

さて、当村の小中の対応について具体的にお答えします。

まず、食物アレルギーについては、小学1年生は入学説明のときに、他の学年と中学生は年度当初に食物アレルギー調査を実施して児童生徒の状態を把握しております。さらに、アナフィラキシーの症状が出るような重大なアレルギーのある児童に関しては、入学式前に、事前に管理職、栄養教諭、担任、保健主事、養護教諭、必要に応じて役場

関係者が保護者との面談を行い、除去食などの対応について相談・検討し、方針を決定しております。

次に、食物アレルギーのある児童への実際の対応についてですが、毎月末に学校から保護者に、給食の成分がわかるもので、アレルギーを引き起こすものに印をつけたものを渡し、確認をとっています。

卵の料理で例を挙げますと、ニラ玉汁の場合は、卵を抜いたニラ汁とし、配膳前に管理職が卵が入っていないことを確認して、別容器で名前をつけて配膳しています。また、卵焼きなど、一品その物が食べられない場合は、代替食を児童が持参し、職員がアレルギー専用冷蔵庫で保管し、渡すときに電子レンジで温めて渡すなどの対処を行っています。

これらは、県の指針に応じて作成した学校給食アレルギー対応マニュアルに従っております。

なお、平成29年度、県の学校保健・学校安全関係の手引という冊子がこれになります。そして、平成29年度、舟橋村立舟橋小学校危機管理マニュアルがこのように作成されております。中学校のほうは、今、少し訂正を入れているということでありましたが、現在、学校危機管理マニュアル危険等発生時対処要領、これに従って実施しております（それぞれ実物を示す）。

次に、アレルギーの対処方法についてですが、年度当初に、アレルギー該当児童の氏名も含め、全職員で共通理解をするための研修を行い、個々についての対処方法を学んでおります。県や郡学校保健委員会等で、保健主事、養護教諭、管理職を対象にエピペン、これは食物アレルギーなどによるアナフラキシーに対する緊急・補助治療に使用される医薬品のことです。エピペンの使い方についての研修会を行っており、その研修内容を持ち帰り、他の教職員に伝達、指導を行っております。

次に、アレルギーのある児童への配慮をお尋ねですが、栄養教諭を中心に、食物アレルギーも個人の特性であり、命を守る意味でも代替食などは大切な物であることを食育などで指導しています。また、アレルギーは食物に限らず、虫に刺された場合も起こる可能性があることや花粉症など後天的に起こる場合もあり、決して特別なものでないこと、誰にでもあり得ることであり、誰もが気をつけなければならないことも指導しております。

このように、小学校、中学校ともに、日ごろから相手に対する思いやりの心を育てて

おり、児童生徒間でのトラブルは起きていません。

以上、学校の取り組みをもとに答弁しましたが、命を守ることに、これで十分ということはありません。今後とも油断することなく子どもの状態の把握に努め、保護者との緊密な連携のもとに食物アレルギーに対する取り組みを進めてまいります。

以上で田村議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） 答弁、ありがとうございます。

先ほどの東京・調布市のこの事故なんですけど、これもちょっとした不注意から起こってしまった事例です。今後も引き続き適切な指導、対応にまた務めていていただきたいと思います。

そこでなんですけど、ちょっと1点お聞きいたします。

参考までになんですが、現在、食物アレルギーの原因となる食物、食品ですよね、それを例えば食べてしまったというようなことで、何かそういった事故などの報告というのは実際にあったのか。仮に、もしあったとしたら、何件ぐらいあったのかちょっとお尋ねいたします。

○議長（川崎和夫君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 再質問にお答えします。

今思い出しているところですが、舟橋村に住んでいて、舟橋村ではそのようなことは聞いていません。また、私が教育長になってからは、一切ありません。

以上であります。

○議長（川崎和夫君） 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） 答弁、ありがとうございます。

それで、最後なんですけど、学校給食については、これまでの地産地消の推進なども含めて、例えば今回のアレルギー対策に至るまで、子育て世代の若者の定住を促進する上でも、とても大切な要因の一つではないかと感じております。

どうか今後も、アレルギー対策などの現状についても、PTAなどの関係者のみならず、来年4月に開園いたします認定こども園「ふなはしこども園」に入園、または小中学校に入学を控えている保護者や住民の皆さんへも随時情報を伝えることによってより一層の安心感や若者の定住促進にもよい影響をもたらすものと思いますが、その件に関しまして、最後に見解を伺いまして、私からの質問を終わります。

○議長（川崎和夫君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 今ほど、大事ではないかと意見をいただき、ありがとうございます。
ます。

食育に関してもそうでありますが、先ほどの部活動についても、その他、学校でやっているものについて一生懸命やっていることを舟橋村外の方にも若干の理解をいただいているのではないかと考えているところであります。

また、いろんな場面でそういう話が出た場合、舟橋の取り組み等を伝えていければ幸いかと考えております。

○議長（川崎和夫君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（川崎和夫君） 次に、ただいま議題となっております議案第36号から議案第40号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長（川崎和夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前11時13分 散会